

監査委員公表第469号

平成20年12月25日付け監査第466号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月3日

大分県監査委員 阿 南 馨
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 湊 健 児
 大分県監査委員 江 藤 清 志

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(福祉保健部)		
西部保健所	平成20年10月15日から 平成20年10月16日まで 平成20年11月11日	<p>指摘事項</p> <p>生活保護費返還金に係る未収金の取扱いに著しく適正を欠くものが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>未収金の取扱いに関して、調定の根拠書類は調定決議書に添付するほか、「債権管理簿」と関連付けて整備し保管するなど、文書の整理保管についての事務手続の改善及び債権管理についての改善等を行う。</p>